

保 税 蔵 置 場 許 可 の 承 継 の 承 認 公 告

関税法第48条の2第6項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年9月9日

函 館 税 関 長 鈴 木 文 浩

記

1. 合併後当該許可を承継する法人の名称及び住所
北海道エアポート株式会社
北海道千歳市美々987番地22
2. 承継に係る保税蔵置場の名称及び所在地（管轄官署：千歳税関支署）
千歳空港給油施設株式会社 保税蔵置場
北海道千歳市平和1387番地1
3. 承継前に許可を受けていた者の名称及び住所
千歳空港給油施設株式会社
北海道千歳市平和1387番地1
4. 承継後の保税蔵置場の名称及び所在地
北海道エアポート株式会社新千歳空港給油施設 保税蔵置場
北海道千歳市平和1387番地1
5. 承継された許可期間
自 令和 8年10月 1日
至 令和13年 5月31日